

様式第2号（第6条関係）

配水管等工事協定書

工事番号 番の配水管工事に関し、小田原市水道事業管理者（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（工事の施行）

第1条 工事の施行において、甲は配管計画、現地立会い、通水作業、断水立会い等を施行し、乙は配水管工事及びそれに附帯する工事を自費で甲が定める規定等にしたい施行する。なお、乙は甲が本件施設を包括して樹立する給水計画及び同計画に基づく施行に対し異議を申し立てることができない。

（工事の実施時期）

第2条 乙は、甲が給水装置工事施行承認願の審査し、乙が設計審査手数料を甲に納入した後、工事を施行する。

（検査）

第3条 乙は、当該工事が完了したら、速やかにその旨を甲に報告し、甲の実施する完了検査を受けなければならない。また、乙は検査にあたっては、施工者を立会わせなければならない。

2 乙は、前項の検査により甲から手直し等の指示を受けた場合は、速やかに対応し、甲に報告しなければならない。

（施設の譲渡）

第4条 乙は、甲の完了検査を受けた後、速やかに当該給水施設の譲渡に必要な書類を甲に提出するものとし、当該書類を受理した日をもって当該水道施設を甲に譲渡する。

（かし担保）

第5条 甲は、当該水道施設にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかし補修を請求し、又は補修に代え若しくは損害賠償の請求をすることができる。ただし、かしが重要でなく、かつ、その補修に過分の費用を要するときは、甲は、補修を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの補修又は損害賠償の請求は、当該水道施設の譲渡を受けた日から2年以内にこれを行わなければならない。

(維持管理)

第6条 この協定に定める水道施設に関し、甲が正当な理由に基づいて行う維持管理の行為に対し、乙は異議を申し立てることができない。

(解除)

第7条 この協定締結後、相当日数経過後においても乙の事由により工事の完了ができないときは、この協定の一部又は全部を解除することができる。

(その他の事項)

第8条 この協定に定めがない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙各一通保有する。

平成 年 月 日

甲 小田原市高田401
小田原市水道事業
小田原市長

乙